

開会 午前9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから平成27年第2回川根本町議会臨時会を開会いたします。

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期臨時会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
7月17日、町長から第2回臨時会を招集する告示をした旨、通知がありました。
今期臨時会はお手元に配付のとおり承認1件、議案4件が町長から提出されております。
次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。なお、内容につきましてはお手元に配布のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、坂本政司君、3番、野口直次君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第3 承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について）

- 議長（中田隆幸君） 日程第3、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

- 町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。大変暑い日が続いておりますけれども、今日は第2回の臨時会ということで、全員の皆様のご参加のもと開催されますこと、お礼を申し上げたいというふうに思います。

それでは日程第3です。承認案件、第3号です。

平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

これは7月1日付けで専決処分させていただいておりますが、今回の補正は、第1号被保険者保険料に係る過年度過誤納金還付金の増額補正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第4 議案第42号 工事請負契約の締結について（平成26年度町単独事業高度情報基盤整備事業付帯工事）

- 議長（中田隆幸君） 日程第4、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

- 町長（鈴木敏夫君） それでは議案第42号です。工事請負契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成26年度町単独事業川根本町高度情報基盤整備事業付帯工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本議会で上程いたします付帯工事につきましては、去る7月22日に1社をもって随意契約による見積合せを実施いたしました。その結果、京セラコミュニケーションシステム株式会社が落札し、契約金額1億3,957万9,200円で工事請負契約を締結しようとする

るものであります。工期につきましては、議決の日の翌日から平成 28 年 2 月 29 日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第 5 議案第 43 号 工事請負契約の締結について（平成 27 年度無線システム普及支援事業川根本町北部デジタル防災行政無線整備工事）

○議長（中田隆幸君） 日程第 5、議案第 43 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第 43 号、工事請負契約の締結について提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成 27 年度無線システム普及支援事業川根本町北部デジタル防災行政無線整備工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る 7 月 22 日に 1 社をもって随意契約による見積合せを実施いたしました。その結果、株式会社日立国際電気静岡営業所が落札し、契約金額 2 億 520 万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。工期につきましては、議決の日の翌日から平成 28 年 2 月 29 日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第 6 議案第 44 号 財産の取得について（平成 27 年度緊急地震・津波対策事業基金川根本町消防団小型ポンプ付水槽車購入）

○議長（中田隆幸君） 日程第 6、議案第 44 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは議案第 44 号の提案理由の説明をさせていただきます。財産の取得についてでございます。

本案は、平成 27 年度緊急地震・津波対策事業基金川根本町消防団小型ポンプ付水槽車購入に係る財産取得について議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る 7 月 22 日に 8 社をもって指名競争入札を実施いたしました。その結果、株式会社日消機械工業が落札し、契約金額 2,476 万 3,180 円で物品売買契約を締結しようとするものであります。納期につきましては、議決の日の翌日から平成 28 年 2 月 29 日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第7 議案第45号 平成27年度川根本町一般会計補正予算（第2号）

○議長（中田隆幸君） 日程第7、議案第45号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは議案第45号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,951万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,283万6,000円としたいものであります。

第2表では、地方債の限度額について補正をしたいものです。今回の補正は、特別養護老人ホーム増床計画に伴う土地購入費及び立木等補償費の追加、上長尾診療所施設改修費の増額、北部地区デジタル防災行政無線整備に伴う国庫補助金交付決定に係る財源更正、林道及び町道の災害復旧経費の増額などであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩をとり、全員協議会を行います。再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時11分

再開 午前10時55分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第3 承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について）

○議長（中田隆幸君） 日程第3、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号、専決処分した事件の承認について(平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について(平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について)は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第42号 工事請負契約の締結について(平成26年度町単独事業高度情報基盤整備事業付帯工事)

○議長(中田隆幸君) 日程第4、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 先ほど全協でたくさん説明を求めたんですけども、聞いたかったことは、それぞれの積算根拠と、追加工事が6件ありますよね、無線局のバッテリー延長については当分見合わせるというか、やらないということで、6件で1億4,200万円という事業費が計算されているんですけども、それに対するそれぞれの工事にいくらかかるのかということが全く説明というか、公表されている資材人件費の単価とか、されていない分は国交省の単価をとって見積もったという説明しかなくて、普通仕様書が出て当たり前だし、仕様書に対して金額、町の積算根拠が出されて当然だと思うんですけど、そういうものが無いと言うことで。たとえば代表的なもので、Jアラートとの連携について9,000万円だというふうに言われていたんですけども、3月議会の資料に書かれていたんですけども。それが今回、5,560万円という6割ちょっとの額に見積を下げたということで、これについて、どういうことで、具体的にきちんとこういうものでこれだけ下がりましたよという、説明をお願いしたいと思います。それが1点目です。

次に2点目は、運営会社の東海ブロードバンド社さんで、詳細設計もこの会社が行ったわけですが、運営会社の運営費の見積りというのは未だかつて議会には示されていません。本来だったら詳細設計プロポーザルで出されたときに、きちんとこれくらいの運営費でやりますよというものが示されて初めて、それが良好な会社であるかという判断につながるんだと思うんですけども、そこも示さないで1社しかなかったからということで随契みたいな形で詳細設計は契約したわけですが、未だにそれが出されていないということでは、非常に私は信頼を欠くことをしているんじゃないかなと思えて仕方がないんですけども、行政のほうでそれをどのように考えているのか、そういうことを示さない業者をどのように評価しているのかをお聞きします。

それから説明会で、最初町長が当選されてすぐ1ヶ月ちょっとのときに各地区にこの事業をやるんだと、前には同報無線の更新も合わせて9億円、プラス14億円で23億円かかるといわれていたものが、今回は15億円で出来るんだというふうな説明を、無線と光と併用して安く出来るんだという説明をされた、それと今の状況、それから、かわねフォンがIP電話に変わったということも説明会のときは全然違うわけですね。説明会ではIP電話を希望する人はかわねフォンを使う分には、かわねフォンという名前は無かったですけれども、告知端末機は全く無料で行政がいろいろな情報をお知らせしますよという説明だったわけですよ。それで、IP電話を使いたい人は有料になりますよと、そういう説明を資料にも書いてあります。それが、全戸にIP電話を配布して、その維持管理費が3,000万円近くかかるよということで業者に支払うということも、業者の運営費を助けなければいけないという思いなのか何かわかりませんが、そういうふうになったという変更についても議会の了解を得たという記憶は、私はありません。そういう説明会で説明したことと違う状況になっていることを町民の人たちに、こういうふうにしていきますよという変更についてきちんとお知らせをする考えがあるのかどうか、そこを確認をいたします。

それからもう1点ですけども、消防の広域化が進められていますけれども、それで119番で連絡をするときに、携帯電話ではなかなか場所を確定できないよと。それで携帯電話じゃなくて固定電話のほうが早くわかると、だから固定電話でなるべくかけるよという説明を聞いたんですけども、このかわねフォンからはそういうことも全く出来ない、119番にはやっぱりつながらないままにしておくんですかね、そこについて緊急の電話が使えるのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 答弁をお願いします。企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） いくつかのご質問の中で、先にはっきりお答えできることからお答えします。

110番、119番につきましては、各家庭に設置しましたし、またその中の説明でも現状は使えませんということで説明をしております。それは、今のかわねフォンの番号が

認められるかどうかということですね、基本的には許可が欲しいものだということ聞いておりますので、そういうことで現状ではまだ使えないということです。

それと、IP 電話のサービス云々ということですが、かわねフォンの、当初から説明しているとおり、かわねフォンは、かわねフォンというよりも告知端末機は町で無料で配布し、電話等を使わなければ一切利用者の負担はかかりませんという、そういう説明でありました。IP 電話に契約をすれば、それは運営事業者との間の契約で料金が発生しますと、そういうことでございます。それで、町からの行政情報の発信には、それなりの発信をする経費がかかってきます。それが町で現在もちますといった金額でございます。それが告知端末機と町内の IP 電話は町で料金を負担しますと、そういうことでございます。

質問と答えが前後するかもしれませんが、建築単価とか見積合せ等の具体的な説明ということでございますけれども、基本的には設計するに当たっても当然公表されている資料を使いまして、また実際の物品についても、いかに町のほうとしても安価でサービスが提供できるかということで、設計上の金額の提出を求めた上での積算となります。大きくおっしゃっている Jアラートの金額のこの対処のことだと思いますけれども、システム構築については当初の設計から詳細設計を当然行います。それが3月の時点と今の時点で大きく変動していることについて疑義があるのかもしれませんが、実際には現在の発注業者と機器や連結ソフトの内容について協議をして見積、設計をした結果かなり安い、当初見積もった金額よりも安く Jアラートの接続ができるということで、町のほうで事業費を積算をして随意契約という形での入札に至ったこととなります。

それと、運営事業者、東海ブロードバンドサービスの会社の運営状態はどうか、これからどうするんだということでございますけれども、それにつきましても現在工事が進行中ございまして、本体工事がまだ出てくる中でインターネット契約等、それらの件数等がこれからはっきりしてくることかと思えます。また、一企業の経営状況の話なので行政側として説明をするところには限度があるかと思えますけれども、運営事業者と内容を協議して説明できる点は協力を求めていきたいと考えております。

あと、もし足りないところがございましたら。

○議長（中田隆幸君） ほかに質問はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 最後の答えですけれども、一企業のことなので説明するには限度があると、運営費ですけれどもね。普通、詳細設計委託料を取ったときに、詳細設計を取ったときに、プロポーザルで、こういうことで運営していきますよというのが示されるはずですよ。それを、こういう運営をしていくなれば良好健全だなどという判断をしたと思うんですよ。そういうことを議会に全く示さないで、説明会では先ほど課長も私の言ったことを認めて、告知端末機については電話を使わなければ無料ですよと、使う人は IP 電話機能を取るけどそれはお金がかかりますよという説明をしたということ

で、たしかにやっております、そういうふうですね。そういう説明と現在違うことについての答弁というのは全く無かったんじゃないでしょうか。それから、違うようになったからということで町民への説明をどうするのかという答弁も無かったし。それから、Jアラートの工事費が約6割に下がったということについても、見積りで安くできるというふうな、詳細設計より安くできた、3月に行った詳細設計より見積りで安くなったんだという説明で、安くなったんだからいいだろうと言われると、私はもう懲り懲りしているわけですよ、この前の工事契約の入札のときに、5億円も安くなったからこれはすごいということで、これでみんなが望む町が、目指している事業ができるならと思って賛成したら、あとで違っていた、追加工事は出てくる、運営費も追加というか説明が無かったものが、かわねフォンの維持管理費が出てくる、町が払わなければいけない、IRU契約に入っていない、そういうことがどんどん出てきているものですから、私は安ければいいだろうということで、議会が簡単にそれなら良いというふうには言っていけないと思うんですよ、何のためのチェック機関だと。そういうことで、きちんと仕様書なり金額の見積を出すべきだと、積算根拠を出すべきだと言いつけているんですけども、そこも出てこない。そのことに対して、こういう不信をどうやって解消しようと思っているのか、不信を抱くほうがおかしいと思われるんだしたら、そこも言っていただきたいです。私の不信を払拭していただきたいんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 議員のその不信というところが、すみません、私にも全て理解できる部分はありませんので、ただ町のほうの現状の規定の中で、情報基盤に限らずいろいろな工事等の中で公表できるところは公表していけるとは思いますけれども、それは情報基盤だから出せるという問題でもないかと思っております。

また、前回と違う説明になったからとおっしゃいますけれども、違う説明というところは、各地区回ったときから利用者の負担はかかりませんよと、実際に使う住民の方の負担はかかりませんよという部分は説明してまいりました。ただ、全ての町のほうの事業はそうですけれども、情報の場合で言いますと、サービス提供を役務として運営事業者に行ってもらうには、どうしてもそこに事業費、人件費がかかってまいります。その分は町のほうで当然告知端末機等を通しての負担はしていくものだというふうに、それを町で全部みますよというふうにしてきたのが現在の形でございます。全て告知端末機を設置していただければ町の経費も一切無しでと、そういうふうなニュアンスでの説明とは思っていませんでしたけれども、そのように皆さんがお取りになったのだしたら、そこは町のほうの説明が足りなかったのではないかというふうに反省をいたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質問を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

原案に反対の討論を行います。この事業に関して、私は一番最初に出されたときには、佐藤町長のときだったんですけど、道志村も議会で視察をしまして、あとからまた自分たちで行かれた議員の人たちは、利用されていなかったよということで大変ショックを受けてこられたみたいですけども、私は道志村の視察を議会でやったときには、本当にお年寄りの人たちの見守りができるよ、職員も本当に1件1件訪ねて行くのは大変だけど、朝一斉にお変わりありませんかという放送をすれば、顔が見えて、顔色も見えて、元気かどうか確認できて、そういうことができる本当に、昔、南信濃村というところでもう20年以上になりますかね、国庫補助金を全額もらってその当時は1億円出ていたと聞いたんですけども、そういうことをやったというのは私、南信濃村まで川根町の議員の皆さんと視察に行ったことがあるものですから、うちの町もそういうふうなことができるようになればいいなあと思っていたので、とても待ち遠しいというか期待する事業でした。ところが、光が欲しいか欲しくないかということ言えば、私個人はそんなに必要性を感じないけれど、若い人たちは必要だと言っている人もいらっしやっしたし、町民の人たちの中に高齢の方でも必要なんだと、光が無いような町じゃ前進が無いよということも聞いていましたので、私はこの事業に対して、賛成か反対かということはずっと決断できなくていました。反対の声も大きかったの。それで、住民投票でやるべきだと決めるべきだと言っただけけれども、それを否決した議会に対して、私は本当におかしな議会だと思っていました。ところが、それを受けた鈴木町長が、町民の人たちの「やれ」という声を受けてこの事業を再開するんだということで、そこまでは本当に良かったと思うんですよ。ところが、じゃあ出された内容がどうなのかということかというと、かつて順番が逆だということを何回も言ってきたんですけども、本当に事業の内容がきちんと議会に示されないまま、どんどん進んでいく。私たちが何か言うと、もうそれは後の祭りになってしまっている。そういうことで本当に、それでも工事請負入札の時には3億円の増額を、補正予算がされたのに、18億いくらになったのに、それでも5億円も安い金額で落札された。そのことで全員、私も含めて全議員が賛成しました。目的に沿った良い事業になるようにということを大いに期待して賛成しました。ところがその後も、こういうことは入っていませんでした、こういうことは入っていませんでした、これは追加で行います、そういうことがどんどん出てくる。そして、その挙句が先ほど言ったように、運業者の運営費についても、一番最初に業者からパワーポイントで説明を受けたわけですよ。そのときに運営費なんかについても多分書いてあったんでしょうけれども、そのパワーポイントを配布して欲しいと言っても、それは企業のものだから駄目だと言うし、詳細設計に出された運営費の見積も、ぱっと一度あとで配布されたんですけども、すぐ回収されるという、本当に運業者

が企業秘密だということが多すぎる、先ほどの全協でもそうですよね。行政も運営業者に本当に、なんというのかな、同情というか運営業者を守ろうというか、本当には守ることにはならないと思うんですけども、運営業者の気持ちを慮って、私たちが知りたいことを出そうとしない。そして後からこういう不透明な金額が出てくると、こういうことで私はこの事業に賛成したことを、正直言って後悔しています。本当に町民の人に信頼される事業になるようにしていかなければならないときに、今回も、私たちには2億7,500万円かかるからという概算の関連工事内訳書というのが3月に示されたのに、今回その半分近い金額になりますよということで出されて、じゃあ安くなったから良いだろうと、本当にそれで良いのかな、また後からこれが足りません、あれが足りません、たとえばJアラートとの連携も6割近くになったけれども、下がるけれども、本当にこれで完結するのだろうか。信じられないことが起きている中で、私はこんな簡単な説明だけで賛成していたら、やっぱり、町長の声が聞こえます、止められるものなら止めたほうが良いという声も町民の人から受けています。でも止められないだろうと思うんですけど、私はこの、財産としては残っていくわけですから、まだ運営事業者がこの金額で、入るお金で、インターネットもどれだけ加入するかわからない、900世帯って見積もっていますけれども、本当にそれだけ入るのかしら、運営業者はどうやって10年間のIRU契約を乗り越えるんだらうという心配もあります。前にもかわねフォンのことについて維持管理費が町の負担になっているということを知ったときに、その前に運営業者はそういうお金を安芸高田市ではちゃんともらっているのに、それも無しでやっていけるんですかと何回聞いても、そういうこともきちんとした説明が無かった。そういう中で、私はこの工事請負契約に対してたとえ付帯工事であろうとも、もう賛成したということ自体がこういうやり方を、行政の示し方、業者の不透明な示し方、それを認めて賛成したということになるので、とてもそういう責任は負えないということで、この追加付帯工事に対して賛成できないということを主張して、反対討論といたします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 全協で諸々、以前に戻ったような質疑もいろいろとありましたが、この議案第42号、町単独事業高度情報基盤整備事業付帯工事の工事請負契約の締結について賛成の立場から討論いたします。

この工事は、昨年度発注し10月中旬を完成期日として進められている高度情報基盤整備工事の付帯工事として、平成27年3月議会において繰越明許費として議決し成立した予算に基づき、今回工事請負契約を締結するものです。工事概要についてはJアラートと告知放送システムとの連携や常に設定されている各公共施設ネットワークと、今回整備されるインターネットとの接続など、本工事に深く関連しているものですが、国庫交付金事業である本工事との一体工事の必要性が認められないことから、別途工事での発注となったものです。

請負業者となる京セラコミュニケーションシステム株式会社については、町内に静岡営業所を置き、工事实績についても現在進めている本工事に加え平成 26 年度には防災情報ステーション整備工事を完成させており、事業者としての規模、経営実績も含め、今回の工事の受注者として問題ないと考えるところです。本工事と同様に 1 日でも早く工事に着手し、遅れている通信環境の整備をするだけでなく、整備された情報基盤をより有効に利活用して住民生活の向上を図ることが重要でありますので、私は本案に賛成いたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから、議案第 42 号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第 42 号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 43 号 工事請負契約の締結について（平成 27 年度無線システム普及支援事業川根本町北部デジタル防災行政無線整備工事）

○議長（中田隆幸君） 日程第 5、議案第 43 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 43 号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第 43 号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 44 号 財産の取得について（平成 27 年度緊急地震・津波対策事業基金川根本町消防団小型ポンプ付水槽車購入）

○議長（中田隆幸君） 日程第 6、議案第 44 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 44 号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第 44 号、財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 45 号 平成 27 年度川根本町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（中田隆幸君） 日程第 7、議案第 45 号、平成 27 年度川根本町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号、平成 27 年度川根本町一般会計補正予算（第 2 号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第 45 号、平成 27 年度川根本町一般会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（中田隆幸君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成 27 年第 2 回川根本町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 29 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年7月29日

議 長 中 田 隆 幸

署名議員 坂 本 政 司

署名議員 野 口 直 次